



川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町及び三芳町の飲食店の皆様へ

埼玉県感染防止対策協力金のご案内 (第13期:7月12日~8月22日要請分)

埼玉県による営業時間短縮等の要請にご協力いただいた**飲食店(カラオケ店、バー等を含む)**を運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金を支給します。

※川越市など18市町は、まん延防止等重点措置区域(7/20~8/22)となりました。

申請期間

詳細が決まり次第、別途ご案内

支給額

1店舗当たり **122万円~400万円**(中小企業、全期間協力の場合)

前年又は前々年の1日当たりの売上高によって変動(詳しくは裏面)

主な支給要件

	措置区域	措置区域以外のその他地域
営業時間	原則として、令和3年7月20日から令和3年8月22日までの全ての期間において、要請に応じ、 午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない(休業含む) こと。(※ 通常時は午後8時以降まで営業をしていたこと。)	原則として、令和3年7月12日から令和3年7月19日までの全ての期間において、要請に応じ、 午後9時から翌日午前5時までの間の営業を行わない(休業含む) こと。(※ 通常時は午後9時以降まで営業をしていたこと。)
酒類の提供	終日、 提供を自粛 する(飲酒の機会を設けない)こと。 ただし、次の条件を満たす場合は、午前11時から午後 7 時まで提供可	終日、 提供を自粛 する(飲酒の機会を設けない)こと。 ただし、次の条件を満たす場合は、午前11時から午後 8 時まで提供可
条件①「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」認証	「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」について、県の認証を受けること。*2	
条件②酒類の提供の人数上限	1人、又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限る。	4人以下、又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限る。

- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。 *3
- ・ 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- ・ 長時間(90分超)の会食を避け、4人以下※又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限るよう要請すること。 ※措置区域で飲酒を伴う場合は、1人
- ・ 飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の使用を自粛していること。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。

*1 準備等のため協力開始が間に合わない場合でも、協力開始日から8月22日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給します。

*2 詳しくは県ホームページをご覧ください。

URL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen-insyokutenplus.html>

休業している店舗は、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証は不要です。

*3 埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード発行などに時間を要する場合は取得後速やかに掲示をお願いします。

支給額の考え方

措置区域

売上高(※)	協力金の日額
7.5万円以下	3万円
7.5万円以上 25万円以下	3万円から10万円 (売上高(※)×0.4)
25万円以上	10万円

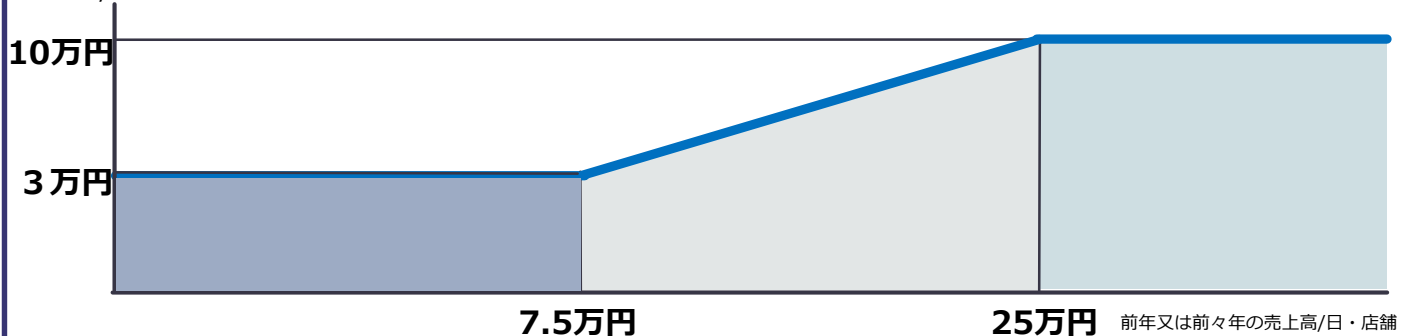
措置区域以外のその他地域

売上高(※)	協力金の日額
8.3万円以下	2.5万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 (売上高(※)×0.3)
25万円以上	7.5万円

※ 売上高は前年又は前々年の1日当たりの額

協力金の金額のイメージ（まん延防止等重点措置区域）

協力金/日・店舗



- ・7.5万円～25万円の場合は、売上高×0.4
- ・売上高減少額方式（大企業等）の場合は、売上高の減少額×0.4（最大20万円、下限なし）
- ※いずれも、千円未満切上げ、千円単位

申請方法

電子申請 ＊郵送でも申請できます。

○支給要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>



【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話：0570-000-678（平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00）

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）認証の現地確認

予約方法 ★ 現地確認希望日の3日前24時までに予約をお願いします。

電子申請：<https://shinsei-saitama-pref.resv.jp/>

※既に認証を受けられた店舗は、再度の認証は不要です。

※右に掲載のQRコードも御利用ください。

※電子申請ができない場合は、電話(0570-550-811)による予約も可能ですが、電子申請がよりスムーズです。

